

# 茨城県内への避難者・支援者ネットワーク ふうあいねっと

## 運営規約

2012年5月30日施行

2014年6月1日改正

### 1. 目的

本会は、茨城県内各地域の避難者グループ、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、大学、組合、専門機関等、それぞれの専門性やネットワークを活かし、東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故により福島等から茨城県内に避難をされている方々を顕在的・潜在的ニーズに寄り添う形でサポートすることを目的とする。

### 2. 会の名称

組織の名称は、茨城県内への避難者・支援者ネットワーク ふうあいねっと（以下ふうあいねっと）とする。

- ①茨城県内各地域の避難者グループ、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、大学、企業、組合、各専門機関等で上記の目的に賛同する有志団体に構成する。
- ②ふうあいねっとは、時限的な任意団体とする。
- ③ふうあいねっとに新たに入会しようとする団体は、事務局を通して運営委員会の承認を得ることとする。
- ④ふうあいねっとを退会しようとする団体は、事務局に退会に意思を伝えることで任意に退会できる。
- ⑤会の目的から著しく逸脱した活動を行う団体は、運営委員会の判断のうえ警告、除名されることがある。

### 3. ふうあいねっとの活動

- ①各地域でのイベント、交流サロン、相談活動等
- ②メーリングリストやふうあい会議等を通じた情報共有
- ③避難者の生活や支援活動の政策提言や提案活動
- ④その他目的達成のための活動

### 4. ふうあいねっとの当面の体制と活動期間

- ① ふうあいねっとの解散、運営委員の選出等重要事項を決定するために総会を設置する。

- ② ふうあいねっとの運営を行うため運営委員会を置く。運営委員は、総会で選出する。
- ③ 運営委員はふうあいねっとの運営を合議してとり行う。
- ④ 運営委員会の互選により、ふうあいねっを統括する代表ならびに副代表を選出する。
- ⑤ 総会および運営委員会は、代表又は副代表が招集する。
- ⑥ 総会および運営委員会は、メーリングリストを設置し、情報共有および継続的な議論の場とする。
- ⑦ 総会および運営委員会の決定は、全会一致を原則とするが、意見が分かれた場合は、過半数の賛同をもって決することとする。
- ⑧ メーリングリストでの決定をもって、総会及び運営委員の決定とみなすことができる。

#### 5. 運営委員の役割

- ① 地域で展開される支援活動の核となり支援ネットワークを開拓する。
- ② ネットワーク全体の活動方向性や対外的な交渉に伴う意思決定を行う。
- ③ 年3回程度、必要な時に召集される運営委員会へ参加する。

#### 6. 監事の役割

- ① ふうあいねっと事務局の活動状況を監査する。
- ② ふうあいねっとの財産の状況を監査する。
- ③ 運営委員会の業務執行の状況又はふうあいねっとの財産の状況について、運営委員に意見を述べる。

#### 7. ふうあい会議

- ① 会員団体・個人間の情報共有のため、また各地域での活動における課題解決のために、ふうあい会議を開催する。
- ② ふうあい会議は、ふうあいねっと加盟団体や事務局の活動状況にあわせて不定期に開催する。

#### 8. 会員

- ① ふうあいねっとの活動に関心のある団体および個人は会員として参加できるとする。
- ② 不定期に行われるふうあい会議への参加は任意とする。
- ③ 加盟団体メーリングリストに任意で参加することができる。

## 9. 事務局

①ふうねっと、運営委員会、ふうあい会議の運営事務を行うために事務局を設置する。

②事務局は運営委員会のもとにおく。

## 10. その他

その他、ふうねっとの運営に必要な事項は、運営委員会で定めることとする。